

# 愛知県立半田高等学校

## 生徒会会則

### 第1章 名称

第1条 本会は愛知県立半田高等学校生徒会と称します。

### 第2章 目的

第2条 本会は、生徒相互の敬愛と協力に基づく自治活動を通して、人間形成をはかることを目的とします。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の機関を置きます。議会、執行委員会、生徒集会、ホームルーム、部活動、特別室。

### 第3章 会員

第4条 本会員は本校全日課程の全生徒とします。

### 第4章 生徒議会

第5条 議会は本会の最高決議機関であり、前記の目的を達成する為に必要な権限を有します。

第6条 議会の構成及び役割を次のように定めます。

- 1 議会は役員及び議員によって構成されます。そして、役員は発言権を有し、議員は発言権及び議決権を有します。
- 2 議会は執行委員会と各常任委員会を承認の上組織します。さらに特別委員会、生徒集会を承認の上組織、開会することができます。
- 3 議会はこれら委員会と独立した形で、議員によって会計監査委員を組織します。

第7条 議員は各ホームルーム代表として2名選出され、任期は1会期とします。

第8条 本議会は議員より、議長及び副議長を各1名選出します。また書記は執行委員会の書記が兼ねます。

第9条 議長は議場を司り、議会に関する総ての責任を負います。副議長は議長を補佐し、議長が執務不能になった場合その任務を代行します。

第10条 議会は原則として1週間に1回開催されます。但し議長は、会長または議員の3分の1以上の要請に基づいて臨時議会を開催することが出来ます。

第11条 議会の開催には3分の2以上の議員の出席を必要とします。議決は特別な場合を除いて出席議員の過半数を以て決し、賛否同数の場合は議長の裁決によって決します。尚、詳細は生徒議会規則に従います。

第12条 議会は公開され、議事は議員によって全会員に伝えられます。

### 第5章 役員

第13条 本会役員は、原則として会長1名、副会長2名、書記2名、会計4名とし、本会役員となると同時に執行委員となります。

第14条 役員の任期は総て1会期ですが、選も可能です。

第 15 条 会長は本会を代表し、会務を総轄し、議会を招集し、執行委員会を主宰します。

第 16 条 副会長は会長を補佐し、会長不在または執行不能の場合はこれに代わりします。

第 17 条 書記は本会の記録の正確完全な保持にあたります。

第 18 条 会計は本会の予算原案の作成及び経費の支払いを行い、議会にその報告を行います。

第 19 条 執行委員会は、執行委員及び必要に応じて加えた議長、副議長、常任委員長によって構成され、議会の運営及びその他の活動の企画にあたります。この委員会で決定されたことは、必ず議会に提出されなければなりません。

## 第 6 章 委員会

第 20 条 議会には次の常任委員会が組織されます。

総務常任委員会、文化常任委員会、体育常任委員会、保健常任委員会。

第 21 条 全議員は前条常任委員会のいずれかに属します。各常任委員会には委員長及び副委員長それぞれ 1 名と、書記若干名を置きます。

第 22 条 各常任委員会は執行機関として、各ホームルーム代表によって構成される実行委員会を持ち、常任委員会と実行委員会をあわせて各委員会を構成します。常任委員長は各委員会の委員長も兼ねます。

第 23 条 総務委員会は生徒会行事を運営するのに生徒集会の運営及び議会解散と同時に選挙管理委員会となります。

第 24 条 文化委員会は一般文化行事を司り、文化部への連絡並びに援助を行います。また文化常任委員長は文化部協議会副会長を兼任します。

第 25 条 体育委員会は体育的行事を司り、運動部への連絡並びに援助を行います。また体育常任委員長は運動部協議会副会長を兼任します。

第 26 条 保健委員会は一般保健業務を司ります。

## 第 7 章 特別委員会

第 27 条 議会は必要に応じて、特別委員会を設けることが出来ます。

- 1 この委員会は議長・副議長を除いた会員により構成され、委員長・副委員長それぞれ 1 名と書記若干名を置きます。
- 2 この委員会は議会へ必要事項を提出し、議会では発言権のみを有します。但し議員であるときは、議決権は保障されます。
- 3 この委員会は活動計画・方針を議会へ提出し、それが承認されてから活動します。またその任務が終了したとき及び議決があったときは、活動報告を議会へ提出後解散します。

## 第8章 生徒集会

第28条 議会は学校生活を統合し、学校並びに全会員との連絡協議のため、生徒集会を開くことができます。その場合は総務常任委員会がこれを運営します。

## 第9章 ホームルーム

第29条 各ホームルームは、議員2名、ホームルーム委員2名、書記・会計若干名を選出します。

第30条 各ホームルームには常任委員会に準じて、総務・文化・体育・保健環境委員各2名を置き実行委員会を構成します。なおホームルーム委員は総務実行委員を兼ねます。加えて、図書員・ひいらぎ特別支援学校交流委員・SSH委員各2名を置きます。図書委員は学校の図書館文化活動に協力します。保健環境委員は学校の環境備活動に協力します。SSH委員は学校のSSH事業の運営に協力します。

## 第10章 部活動

第31条 部活動の目的は、知識技術の修練を通じて豊かな人間性を形成し、共同和親、努力精進の風を養うにあります。

第32条 部の設置、廃止は議会の承認を必要とします。

第33条 各部は全会員の中の希望者によって構成されます。

第34条 各部は部長及び会計をそれぞれ1名置き部長は部を代表し、部の責任は連帯責任とします。

第35条 議会は部の発展、親睦及び議会との協力のために、運動、文化の2つの部活動協議会を設けます。

第36条 各部長あるいは代理人は、各協議会に出席する義務を有します。

## 第11章 特別室

第37条 本会は会員相互の連絡・協力を促進し全会員の間形成をはかるため、新聞室と放送室の2つの特別室を置きます。

第38条 新聞室は全会員の報道機関があり、新聞室員の構成は部に準じ、その位置は特別室として部から分離されます。

第39条 放送室は校内伝達と文化向上を目的とし、放送室員の構成は部に準じ、その位置は特別室として部から分離されます。

第40条 議会は特別室との連絡のため、特別室協議会を設けます。

第41条 特別室協議会は各特別室の必要に応じて、関係特別室顧問、室員代表、関係常任委員長、その他の関係者によって構成され、議会及び特別室の要請に基づいて開催されます。

## 第12章 財政

第42条 本会の経費は、議会の決定する会費及びPTA補助費、その他を以てあてます。

第 43 条 本会の予算及び決算は、財政規定に基き、総て総会で決定され、生徒会会計を通じ支払われます。

第 44 条 会計監査は、議会において選出された会計監査委員によって行われます。会計監査委員は生徒会会計に不審な点がないか確認します。

### 第 13 章 選挙

第 45 条 会長は選挙規定に基づき、全会員による選挙によって選出されます。

第 46 条 議長・副議長は議会の過半数の支持によって選出されます。またそれらの選出は、第 1 回議会において行われます。

第 47 条 副会長以下、会長を除くすべての役員は、会長が指名し、議会で承認を得た上で、選出されます。

第 48 条 各常任委員長及び副委員長は、各常任委員会内より推薦され議会で承認された人としてします。

第 49 条 各ホームルームの議員及びホームルーム委員は多数決によって選出され、書記・会計及び各実行委員は、各ホームルームの定めた方法により選出されます。

第 50 条 会長を含めた全役員・議員・ホームルーム委員は、いずれも兼任することはできません。

第 51 条 会長が、選挙規定に従って、選出されなかった場合は、新執行委員会を成立しません。

よって、生徒会会務を、必要最低限の範囲内で総務常任委員会が臨時に代行します。このとき議会の招集権は、議長のみが有します。

### 第 14 章 解任及び補充

第 52 条 本会役員は議会において、議員及びホームルーム委員は各ホームルームにおいて承認を得たときのみ辞任することができます。

1 会長は全議員の 3 分の 2 以上の不信任決議により不信任されます。

2 会長を除いた役員及び議長・副議長、並びに常任委員長・副委員長、及び会計監査委員は、議会の 3 分の 2 以上により不信任されます。

3 ホームルームの議員・ホームルーム委員・書記・会計及び各実行委員は、ホームルームの過半数により不信任されます。

第 53 条 会長が前条に基づき辞任するとき、会長の任命した本会役員も辞任します。

第 54 条 会長以外の役員に辞任または事故があり欠員を生じた場合は、会長が後任を補充します。

第 55 条 議員またはホームルーム委員に辞任または事故があり欠員を生じた場合は、次点者または選挙によって選出します。

### 第 15 章 教員顧問

第 56 条 本会は学校の指導及びその連絡を得るため、次の教員顧問を置きます。議

会、会計、委員会それぞれ1名、各部、特別室若干名。

第57条 教員顧問は本会議における議決権を有しません。

#### 第16章 会期

第58条 本会の会期は次の通りにします。

前期 4月1日から 9月30日まで。

後期 10月1日から 3月31日まで。

但し執行委員会は、次の生徒会長選挙の日まで事務的活動を引き続いて行い、支障のないようにします。また各機関もこれに従い活動します。

#### 第17章 改正

第59条 本会則に対する改正案は文書にされ議会に提出されます。尚、会則規程の改正案及びその議事録は、書記によって厳重に保管されます。

第60条 会則の改正は全議員の3分の2以上の多数決によって可決され、次に全会員の3分の2以上の同意によって成立します。

第61条 諸規程の改正は議会において、全議員の3分の2以上の同意を必要とします。

#### 第18章 補則

第62条 本会はその運営上必要な規定を定めることができます。但し本会則に反する規定を定めることはできません。

第63条 本会則は昭和31年9月1日から実施されます。

[会則改正]

昭和35年11月

昭和51年9月

平成3年3月

平成4年3月

平成18年3月

## 生徒議会規則

### 第1章 総則

第1条 定例生徒議会は、生徒会会則第4章第10条に基づいて、原則として1週間に1回開催されます。

第2条 一議会の審議時間は、最大限1時間30分とします。但し議長の意見、または議決によって、これを変更することができます。

第3条 傍聴人は発言権及び議決権を有しません。

### 第2章 会議

#### 第1節 議題

第4条 議題は、執行委員会、常任委員会、特別委員会、または議員から提出され、その順序は、議長及び執行委員会がこれを定めます。但し、議決により、これを変更することができます。

第5条 議長及び執行委員会は、1会期の議事日程を定めます。議事日程で定めた日にその議題の審議を行うことができない場合、またはその議題を終るに至らない場合は、議長及び執行委員会はその議題について、さらに日程を定めなければなりません。

第6条 提案理由は、議題提出と同時に行われなければなりません。

#### 第2節 発言及び討議

第7条 発言しようとする者は、挙手をして、議長の許可を得て発言しなければなりません。

第8条 議事進行中は、議事以外の事項について発言することはできません。但し、議事の手続き・裁決の方法・議事の中止・議会の休憩・討論終結等の優先動議は、この限りではありません。

第9条 同時に2つ以上の問題を討議することはできません。

#### 第3節 採決

第10条 議長は、採決するときには、その旨議会に宣言しなければなりません。採決の宣告の後には、原則としてその議題について発言することはできません。また議員が採決をしようとするときは、優先動議として討論終結を提言します。

第11条 採決は、否決・修正案・原案とで賛成をとる形で行います。またその方法は原則として挙手を以てします。但し、議決によって次の方法をとることができます。投票、起立、全会員のホームルームによる投票。

第12条 議題（原案）に関し異議を唱える者のないときは、議長は採決の手続きを踏まないで可決を宣言（議長承認）することができます。

第13条 採決の結果、原案に対する賛成が過半数のとき原案が議決となり、否決、修正案が却下されます。また、否決、修正案に対する賛成が過半数のとき、否決、修正案が議決となり、原案が却下されます。但し、以下の場合を除きま

す。

- 1 否決・修正案・原案に対しての賛成が同数の場合は、議長の議決によって決めます。
- 2 否決・修正案・原案に対しての成が共に過半数を得ない場合は、再審議をします。
- 3 2の後、それでも共に過半数を得ない場合は、議長の意見または議決によって執行委員会または原案提出者に委託し、更に立案させて議会に提出します。
- 4 3の後、それでも共に過半数を得ない場合は、その議題は消滅したものとします。

第14条 採決は原案に遠いものから順に行われます。

第15条 議長は採決の結果を宣言しなければなりません。

#### 第4節 動議

第16条 動議は提案理由とともに提出します。一度動議を提出したならば、提案者はこれに対する一切の責任を有し、必要ならばその字句を修正または撤回することができます。

第17条 動議は支持者があつた場合にとりあげられ、提案者は撤回または修正に、支持者の同意が必要となります。また前回より持ちこされた動議は、優先的に審議されます。

第18条 動議の採決順序は、議長に従います。但し、異議があるときは議決に従いません。

第19条 一度否決された議案・動議については、その会議中に再び提出することはできません。但し優先動議を除きます。

### 第3章 議長

第20条 議長は、本規則に従い、常に公正な立場で議会を運営します。議長の主な任務を以下のように定めます。

- 1 出席議員が定足数を満たしているかを確認の上、会議の成立・開会を宣言します。
- 2 出席議員が定足数に満たないとき、または会議中退席する者があつて定足数を欠いたときは、流会を宣言します。
- 3 議事整理のために必要と認めるとき、議員の発言の制止をすること、及び議会の休憩を宣言することができます。
- 4 発言を提唱するとき、発言の主旨を正確に要約し、議員に明確に伝えます。
- 5 優先動議が提出されたとき、支持者があれば要旨を説明した後すぐに採決をします。
- 6 質疑応答が終り他に質問がないとき、質問の打ち切りを宣言し、続いて討論の開始を宣言します。

- 7 討議終結を認めたとき、または討論終結の動議が可決したとき、討論の終結を宣言します。
- 8 採決を行うとき、そのことを宣言する。
- 9 採決の結果を宣言します。
- 10 議長に関する動議が出されたとき、副議長にその職務を預けます。
- 11 議題を全て済ませた後、動議がないことを確認します。
- 12 議事の確認、次の議会の連絡等をして議事が終了したとき、閉会を宣言します。

#### 第4章 議員

第21条 議員は、ホームルームの代表として本規則に従います。議員の主な任務を以下のように定めます。

- 1 議長・執行委員会からの告示により、指定された日時に議場に來ます。
- 2 ホームルームにてその議題に対する意見を集め、議会でその意見を発表し討論します。
- 3 議員が欠席するときには、その理由を開会時刻前に議長に提出し、必ず代理を出席させなければなりません。
- 4 議員が遅刻したときは、議長に告げて着席しなければなりません。
- 5 議員が開会中に特別な理由により退席するときには、議長にその理由を告げて許可を得なければなりません。

#### 補 則

- ①第3学年の議員は、後期において第2回以降の生徒議会を「職務委任状」に必要事項を記入し、担任の許可を得て、議会に提出することにより、議会規則第21条の職務を免除される。
- ②議会は「職務委任状」に特に不審な点がなければ、これを受理しなければならない。
- ③但し、各会期の第1回定例議会、もしくは、会長または議員の3分の1以上の要請があった場合には議員は第21条に従って出席しなければならない。
- ④また議員は「職務委任状」が受理された後も、「③」による要請がなくても、自ら必要と認める場合には、議会において議員としての権利を行使できる。この場合、議長その他に対して事前に報告等の義務はない。
- ⑤「③」の要請は、議会が開催される日の前の週の登校日までに、伝えられなければならない。
- ⑥「職務委任状」を提出した議員については「③」「④」の場合を除いて議員定数から削除される。

#### 第5章 委員会

第22条 議会は運営上、執行委員会、総務・文化・体育・保健の各常任委員会、特別

委員会を置きます。

第 23 条 議題は執行委員会の審査を経て提出しなければなりません。

第 24 条 議題及びとりあげられた動議の中で、特に審査・調査を必要とするとき、議決によって委員会に委託することができます。このとき、必要に応じて特別委員会を設けることができます。

第 25 条 常任委員会及び特別委員会の委員長は委員の中から選ばれ、委員長がこの会を主宰します。

第 26 条 委員会で否決された意見で、出席者の 2 名以上の賛成があったものは少数意見として留保でき、議会で報告することができます。

第 27 条 議会はその議決により、委員会への委託事項の審査・調査について期限を定めることができます。

## 第 6 章 修正

第 28 条 改正は、会則第 17 章第 61 条に示した通りとします。但し、その会議中のみの特別修正をするときは、その議決によって認められます。

## 第 7 章 補則

第 29 条 本規則にない事項は、議長の権利によって決定されます。

第 30 条 本規則は改正の上、平成 4 年 4 月 1 日から実施されます。

[改正]

平成 4 年 3 月

## 選挙規定

これは、生徒会会則第 13 章に基づき、本生徒会会長の選挙について規定するものです。

### 第 1 章 総則

第 1 条 この選挙規定に基づき、全会員による直接選挙によって会長を選出します。

第 2 条 選挙権及び被選挙権は、生徒会会則第 3 章による本生徒会会員全員が有します。

第 3 条 選挙は、生徒会会則第 58 条に定める会期に合わせて、原則として、前期は 4 月、後期は 9 月に行います。

### 第 2 章 選挙管理委員会

第 4 条 選挙管理委員会は、この規定に定められている選挙に関する一切の事務を担当します。

第 5 条 生徒会会則第 23 条に基づき、選挙管理委員会は、議会解散と同時に、総務常任委員会によって構成されます。

第 6 条 選挙管理委員が立候補する場合、または事故があった場合、その者はその職を辞任しなければなりません。

第 7 条 選挙管理委員会は、次の日時を決定し、投票日の 1 週間前までに、これを告示します。

- 1 立候補の届け出締切日
- 2 推薦状の提出期限
- 3 立会い演説会並びに投票の日時及び場所
- 4 開票の日時及び場所

第 8 条 選挙管理委員会は、推薦状に不備がないことを調べた上で、その者の立候補を確認し、全会員に告示します。

第 9 条 選挙管理委員は、推薦状に署名することはできません。また、選挙運動もしてはいけません。

第 10 条 選挙管理委員会は、会長が選出される前に緊急の場合、前議員による臨時議会を開催することができます。

### 第 3 章 立候補並びに選挙運動

第 11 条 選挙に立候補しようとする者は、期日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出なければなりません。また同じく期限までに、推薦状を選挙管理委員会に提出しなければなりません。

第 12 条 推薦状に記載する事項は、立候補者名、及び推薦者 50 名の署名とします。但し、同一人が複数の推薦状に署名すること、及び同じ推薦状に 2 回以上署名することはできません。

第 13 条 候補者は、第 8 条により立候補の確認を受けた後、校内において選挙運動をすることができます。但し、選挙運動をするときは、その日時・場所及び方法を選挙管理委員会に事前に報告し、指示を守らなければなりません。

第 14 条 立候補が 1 人も出なかった場合は、募集期間を 1 週間延長します。

#### 第 4 章 立会い演説会及び投票

第 15 条 投票に先立って、立会い演説会を行います。内容は以下の通りとし、選挙管理委員会の指示に従って行われます。

- 1 応援演説
- 2 候補者演説
- 3 質疑応答
- 4 その他

但し、第 1 項・第 2 項は、立候補を確認した順に行います。

第 16 条 立会い演説会に引き続き、投票を行います。投票は 1 人 1 票に限ります。

第 17 条 投票は無記名方式で行います。但し、立候補が 1 名の場合は、信任投票とします。

第 18 条 投票用紙は選挙当日、投票所において選挙人に渡されます。また投票日に欠席をした者は、棄権の扱いとします。

第 19 条 投票は、投票所において選挙管理委員立会いの上、選挙人の自筆により行われます。なお選挙管理委員の投票は、前役員の立会いの上、開票に先立って行われます。

#### 第 5 章 開票

第 20 条 開票は、前役員立会いの上、選挙管理委員会が行います。但し、前役員が候補者の場合は立会うことはできません。

第 21 条 選挙管理委員会は開票録を作成し、開票の結果を記載し、それに署名をします。

第 22 条 選挙管理委員会は、開票完了後速やかに開票結果を全会員に対して告示し、また当選した者に当選の確認をします。

第 23 条 下記の投票は無効とします。

- 1 正規の用紙を用いないもの
- 2 自筆でないもの
- 3 著しく不明瞭なもの
- 4 その他、正当な理由に基づいて選挙管理委員会が無効と判断したもの

#### 第 6 章 選出

第 24 条 当選は、得票数が有効票数の過半数を上回った候補者とします。また信任投票の場合は、信任投票数が有効票数の過半数を上回った場合とします。

第 25 条 複数の候補者による選挙において選出されなかった場合は、得票数の上位 2

名で決選投票を行います。また、信任投票において選出されなかった場合は、その投票日から10日以内に、再募集・再選挙を行います。但し、最初の選挙で信任されなかった候補者は、再立候補できません。

第26条 第22条により当選の確認を受けた者は、速やかに次の事項を行わなければなりません。

- 1 会長を除く他の役員を指名すること
- 2 新会期の第1回議会を招集すること
- 3 その議会で第1項で指名をした他の役員について、承認を求めること

第27条 第25条においても会長が選出されないとき、会長は不在となります。このとき、選挙管理委員会は第1回議会を速やかに招集し、議長・副議長の選出、及び常任委員会の組織を行います。そこで組織された常任委員会は、その任務を遂行します。また、その後のことは生徒会会則第51条に従います。

第28条 選挙において、候補者が不正行為をしたり、または選挙管理委員会の指示を守らなかったりした場合、選挙管理委員会はその者の被選挙権を剥奪することができます。また、当選した後、当選者が不正行為をしたと選挙管理委員会が認めた場合、その当選は無効となります。

#### **第7章 補則**

第29条 本規定にない事項は、選挙管理委員会の判断によって決定され、事前に告示されます。

第30条 選挙人は、この規定における選挙管理委員会の判断・行為に対して不服がある場合、その旨を議会に申し出ることができます。その場合選挙管理委員会は、その申し出に厳格に対処しなければなりません。

#### **第8章 実施**

第31条 本規定は改正の上、平成5年4月1日から実施されます。

[改正]

平成4年12月

# 生徒会機構図

